

岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱

(設置)

第1条 「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波」により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項を調査審議するため、岩手県東日本大震災津波復興委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復旧、復興の現状と課題の分析に関すること。
- (2) 復興に向けた提言に関すること。
- (3) その他復興施策の推進に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、当該専門の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員会は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解散するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策地域部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定により、岩手県東日本大震災津波復興委員会に置く専門委員会(以下「専門委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3 専門委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、専門委員会に属する委員の互選によって定める。

3 副委員長は、専門委員会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門委員会は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5 専門委員会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員長会議)

第6 専門委員会相互の連絡調整を図るため、専門委員長会議を置くことができる。

2 専門委員長会議は、専門委員会の委員長及び副委員長をもって組織する。

3 専門委員長会議に議長を置き、専門委員会の委員長の中から互選によって定める。

4 第4の規定は、専門委員長会議の会議について準用する。この場合、「専門委員会」を「専門委員長会議」と、「委員長」を「議長」と読み替えるものとする。

(その他)

第7 この運営要領の施行について必要な事項は専門委員会の委員長が定めるほか、要綱に準ずる。